

令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1		府 省 庁 名	財務省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	銀行等保有株式取得機構の課税特例の延長			
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 銀行等保有株式取得機構（以下「機構」）については、現状、下記の課税の特例が令和13年度まで機構の設立根拠法において措置されているところ、先般の国会において、機構の存続期限が令和18年3月末まで延長されたことから、当該課税の特例についても同期限までの措置を要望する。</p> <p>・ 特例措置の内容 (1)都道府県民税・市町村民税の課税標準である法人税額から法人税の還付額を控除できる期間、(2)事業税の課税標準である所得の計算における欠損金から還付の対象となった部分を控除しない特例が認められる期間が、地方税法及び地方税法施行令本則でそれぞれ10年に限定されているところ、法人税の特例に合わせ、無制限とする特例の措置を要望する。</p>			
関係条文	<p>銀行等の株式の保有の制限等に関する法律第58条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令第25条</p>			
減収見込額	[初年度]	—	(—)	[平年度] — (—)
	[改正増減収額]	—		(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する当該銀行等の株式の処分の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展に資すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 機構に係る課税の特例措置は、機構が経済情勢等の急激な変動の下においても、可能な限り損失の発生を回避しつつ、そのセーフティネットとしての上記役割を十分に果たせるよう措置されているものであることから、機構の存続期限である令和18年3月末までの措置が必要である。</p>			
本要望に対応する縮減案	—			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理				
	政策の達成目標	銀行等による対象株式等の処分及び銀行等と相互にその発行する株式を保有する銀行等以外の会社による当該銀行等の株式の処分が短期間かつ大量に行われることにより、対象株式等の価格の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずることがないようにするため、機構が銀行等の保有する対象株式等の買取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑を図ること。				
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和18年3月31日まで (機構の存続期限まで)				
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)				
	政策目標の達成状況	機構は、その設立から令和2年度末までの間に、3兆円を超える株式等の買取りを行う一方で、機構の損失発生を極力回避する、処分時期の分散に配慮すること等により、機構の対象株式等の処分が対象株式等市場に与える影響を極力回避するとの方針の下で、取得した株式等の処分も行ってきているところであり、セーフティネットとして、相応の役割を果たしているものと認められる。				
有効性	要望の措置の適用見込み	要望内容の性格上明示困難なため、適用見込み明示せず。				
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	機構に係る課税の特例措置は、機構が経済情勢等の急激な変動の下においても、可能な限り損失の発生を回避しつつ、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たせるよう、機構存続中の不測の事態に備えるものであることから、万が一の備えとして、当該特例措置を設けることは有効である。				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	本機構に係る法人税に係る特例を下記の通り要望予定。				
			機構の法人税に係る特例	(参考) 特例がない場合の法人税法等の取扱い		
		①	欠損金の繰越控除の繰越期間	制限なし	10年間	
		②	繰越控除される欠損金の限度額	所得金額の100%	所得金額の50%	
	③	欠損金の繰戻しによる還付	あり	なし		
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—				

要望の措置の 妥当性	<p>機構に係る課税の特例措置は、機構が経済情勢等の急激な変動の下においても、可能な限り損失の発生を回避しつつ、そのセーフティネットとしての役割を十分に果たせるよう、機構存続中の不測の事態に備えるものであることから、万が一の備えとして、機構の存続期限である令和18年3月末までの措置が必要である。</p>
税負担軽減措置等の 適用実績	—
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
前回要望時の 達成目標	—
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯	—